

添付法令資料 3 :

### ウズベキスタン法令ニュースレター ～個人情報に関する法律の成立及びその違反に対する制裁の新設～

2019年7月2日、ウズベキスタンの大統領は、同国初の「個人情報に関する法律」に署名し、同法律は官報により翌日公布された。同法律は今年9月1日から施行される。この法律の重要なポイントは、以下のとおりである。

この法律は、個人情報の処理及び保護について適用される。ただし、次の場合には適用されない（第3条）。

① 自然人の個人的・日常的な目的であって、その専門業務又は営業に関連しないものための、自然人による個人情報の処理

② 個人情報を含む国家アーカイブ文書その他のアーカイブ文書の作成、保管及び利用

③ 国家秘密を含む情報に属する個人情報の処理

④ 捜査活動、諜報活動・反諜報活動、犯罪行為等との闘争、法秩序の維持及びマネーロンダリングとの闘争の過程において取得された個人情報の処理

以上の例外事由に当たらない個人情報の処理は、この法律によって規律されるので、注意が必要である。

同法は、「個人情報」を「自然人に帰属し、かつ、当該自然人を特定することを可能にする情報であり、電子媒体、紙又はその他の物的媒体に記録されるもの」と定義している。また、「個人情報データベース」とは、個人情報が含まれる、情報システムの形態におけるデータベースをいう（第4条）。

個人情報分野を所管する国の機関は、内閣及びウズベキスタン共和国内閣付属の国家パーソナリゼーション・センター（State Personalization Centre）とされた（第2章）。

個人情報データベースは、当該データベースの保有者及び（又は）運営者並びに第三者が行う業務の実行のために必要かつ十分な個人情報を収集して作成されなければならない（第10条）。

個人情報は、その収集の目的として通知された目的にのみ利用されなければならない（第12条）。個人情報の主体が同情報の変更又は追加を申し出た場合には、その申出の時から3日以内に変更又は追加を行わなければならない。また、事実に反する情報については、それが判明した後、直ちに変更又は追加を行わなければならない（第11条）。

個人情報の越境移転（ウズベキスタン共和国領域外への移転）については、

個人情報主体の権利の同等の保護（адекватную защиту）を保障する外国の領域に対してであれば行うことができるとされている。ただし、個人情報主体の同意がある場合、法秩序の維持に必要な場合等、一定の場合には、同等の保護が保障されていない外国への越境移転も可能である。また、国家安全の保障等のために個人情報の越境移転が禁止される場合もある（第 15 条）。

さらに、特定の個人情報データベースの個人情報データベース国家登録簿への登録及び登録事項の変更通知が義務付けられた（第 20 条）。この点には、特に留意する必要がある。

この個人情報データベースの登録は、登録申請書を国家パーソナライゼーション・センターに送付することにより行われる。ただし、社会団体、宗教団体等の組織に属するメンバーの個人情報や、個人情報の主体が公衆のアクセスを可能にしている個人情報、姓・名・父称のみを含む個人情報、自動化装置の利用なくして処理される個人情報等が含まれる個人情報データベースの登録は、不要である。

この法律の成立に伴い、個人情報に関する法律違反に対する制裁を定めるために、法律 2019 年 7 月 8 日付第 ZRU-548 号により、刑法典及び行政的責任に関する法典も改正された。これによって、個人情報の違法な収集、システム化、保管、変更、追加、使用、提供、配布、譲渡、匿名化加工の懈怠及び破壊に対する制裁が定められた。これらの違法な行為に対しては、その種別に応じて、最低賃金月額最低 3 倍の行政的罰金から刑事罰としての最長 3 年以下の懲役までが適用される。

なお、刑事事件については、被告人がその違反を自認し、和解した上で損害を賠償した場合には、裁判所が刑事責任を免除することができる旨の規定が追加されている（刑法典第 66 条の 1 の改正）。

ヤラシェフ・ノディルベック  
ウズベキスタン共和国弁護士